

## 山形県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画（変更）の概要について

### 1 変更理由

全国のオオタカの個体数が回復してきたという状況を受け、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」が一部改正され（平成 29 年政令第 233 号）、平成 29 年 9 月にオオタカの国内希少野生動植物種の指定解除が行われました。

併せて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が一部変更され（平成 29 年環境省告示第 69 号）、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可について、引き続き慎重に取り扱うよう記述が追加されました。

一方、本県におけるオオタカは、県レッドリスト（平成 27 年度改訂）では E N（絶滅危惧 I B 類）に位置付けられています。

本県では、当該計画において希少鳥獣を定めており、環境省令で定める希少鳥獣を除いた希少鳥獣を規定していることから、引き続きオオタカを本県の希少鳥獣として取り扱うため、改めて当該計画にオオタカを追加する必要があり、また、販売禁止鳥獣等の販売許可の考え方及び許可の条件について、環境省においてオオタカに関する要件が追加されたことから、県でも同様の要件を追加するため、当該計画を変更したものです。

### 2 変更箇所

- (1) 山形県希少鳥獣にオオタカを追加（第四-1(1)第9表）
- (2) 販売禁止鳥獣等の販売許可における許可の考え方に、オオタカも含む記載に変更（捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵）、オオタカに関する販売許可の条件を追加（販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定、販売する鳥獣に足環を装着する等）（第四-10(1)(2)）

### 3 変更後の計画の実施日

平成 30 年 4 月 1 日